

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

平成15年12月19日
閣議決定
平成27年3月24日
一部改正

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

(1) 主務大臣は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、1月につき俸給月額 $10.875/100$ を基準とし、これに主務大臣が 0.0 から 2.0 の範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。

(2) 総務大臣は、上記(1)の業績勘案率について、総務省独立行政法人評価制度委員会の意見を聴いて、業務実績評価に基づく統一的な算定ルールを策定する。主務大臣は、当該算定ルールに基づき業績勘案率を決定する。

主務大臣は、業績勘案率を決定した場合は、その算定根拠を明らかにした上で、総務省独立行政法人評価制度委員会に通知する。この場合、総務省独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

(4) 主務大臣は、所管の独立行政法人に対し、平成26年度中に退職し、業績勘案率が決定していない役員の退職金については、主務大臣による平成26事業年度に係る業務の実績等に関する評価結果を反映した業績勘案率に基づき支払うものとするよう要請する。

2 特殊法人及び認可法人

(1) 役員の退職金の支給率に関して、1月につき俸給月額 $10.875/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員

会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。

- (2) 各法人は、上記（1）による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 各役員の退職金の支給額については、上記1（3）に準じて、公表する。

※「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成29年11月17日閣議決定）を受け、役員の退職手当の支給率の基準について、現行の10.875/100を10.4625/100とするよう、各府省から各法人に要請。